



監 査 報 告 書

定款第49条の規定により、平成30年度の会計に係る監査を、平成30年10月29日及び平成31年4月15日、組合事務局において実施した結果次のとおり確認した。

- 1, 日常の経理及び決算処理は、所定の方式により正しく処理されていた。
- 2, 現金出納帳、元帳、補助簿、その他伝票等は、明瞭且つ正確に整備され遺漏は認められなかった。
- 3, 経費の使途についても、当初予算の原則にもとづく適正な処理がうかがえた。

よって私共監事は、監査の結果、異常のないことをここに報告する。

監 事 末 吉 志 郎 

〃 福 園 七 男 

〃 橋 口 さつき 